社会福祉法人やしお会　役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人やしお会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第十五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。

(5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費を言う。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤理事　　報酬（別表１に定める額）

(2) 非常勤の役員　報酬（別表２に定める額）

(3) 評議員　　報酬（別表３に定める額）

２　この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

（報酬等の額の算定方法）

第４条　評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

２　個々の評議員の報酬は、別表３に定める額とする。

３　この法人の全理事の報酬総額は、年間 39 万 6 千円以内とする。

４　この法人の全監事の報酬総額は、年間 13 万 2 千円以内とする。

５　この法人の常勤理事の報酬は、別表２に定める額とする。

６　非常勤役員に対する報酬は、別表２に定める額とする。

（費用弁償）

第５条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2　役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（支給の方法）

第６条　常勤役員の報酬及び費用は、必要の都度支払うものとする。

2　非常勤役員及び評議員の報酬は、必要の都度支払う。

（支給の形態）

（公表）

第７条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（細則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成 31 年 3 月 23 日から施行する。

別表１（常勤理事の報酬）

	日　額
理事会等会議への出席	１１,０００円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	１１,０００円

別表２（非常勤役員の報酬）

（１）理事

役職名	日　額
理事会等会議への出席	１１,０００円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	１１,０００円

（２）監事

監事監査等への出席	１１,０００円
理事会、評議員会等会議への出席	１１,０００円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	１１,０００円

別表３（評議員の報酬）

	日　額
評議員会への出席	１１,０００円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	１１,０００円